

# 令和5年度予算編成方針

## I 国および県の動向

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が依然として続く中、ロシアによるウクライナ軍事侵攻による世界経済の不確実性が大きく増しており、コロナ禍で更に進む人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化など、内外の難局が同時に、そして複合的に押し寄せている。

内閣府が発表した月例経済報告では、感染症対策に万全を期し経済社会活動の正常化を進める中で各種政策の効果による景気の持ち直しが期待されるが、物価上昇や円安による家計や企業への影響、供給面での制約等に十分注意する必要があるとされている。

このような局面に対し、国は緊急対策を講じることで経済の腰折れを防ぎ、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとし、その上で、多様な働き方を選択できる環境整備などの「人への投資」、電気自動車・ハイブリッド自動車の普及やゼブ・ゼッチ（ZEB・ZEH※）の取組みなどによるGX推進、まちや行政のデジタル化などによるDX推進に取り組むことで、「新しい資本主義」を早期に実現するとしている。

こうした中、国は「令和5年度予算の概算要求の基本的な方針について」において、概算要求基準や予算編成の考え方を示しており、義務的経費については前年度当初予算の額を上限とする中、その他の経費については前年度当初予算額のうち通常分の90%を上限とする厳しい基準（昨年同様）を示しているとともに、「経済財政運営と改革の基本方針」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとしている。

滋賀県においても、社会保障関係費など、県の裁量が効きにくい義務的な経費の増加や、公共施設等老朽化対策などの財政需要の高まりに伴い、「財政収支見通し（令和4年8月試算）」において、令和5年度で198億円の財源不足、令和5年度から令和8年度までの累計では641億円もの財源不足に陥ると見込んでおり、財政健全化に向けた取組は喫緊かつ重要な課題としている。これらを踏まえ、令和5年度当初予算編成方針では、令和4年度当初予算額を基礎として、収支改善に向けた取組等を加味しながら、当然増減事業や「施策チャレンジ・活性化枠」対象事業等に係る経費を勘案して要求枠を設定するとしている。また、感染症対策に係る事業については「徹底した感染拡大防止策」・「医療体制、相談体制の確保」・「生活困窮者対策に関するもの」に限り別枠での要求ができることとしており、その内容と予算編成状況を把握していかなければならない。

※ZEB・ZEH：Net Zero Energy Building 及び Net Zero Energy House の略

消費する年間の一次エネルギー収支を実質ゼロにすることを目指した建築物

## II 本市の財政見通し ～約 29 億円の財源不足 (R5～R7 : 3 年間)～

第 5 次財政改革プログラム（策定期間：R 4～R 7）では、4 年間で 32 億円の財源不足と試算したが、直近の経済動向および新型コロナウイルス感染症の影響、本市の決算状況や今後の事業展開の見込み等を踏まえ、今年度新たに財政収支見通しを試算した。その結果、第 5 次財政改革プログラム策定時と比較し、市税収入等の歳入は増加する見込みにも関わらず、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間で依然として約 29 億円の財源不足が発生する。

当該財源不足が発生する要因は、過去の大型事業の実施に伴う公債費や、増加の一途をたどる児童・高齢・障害福祉サービス等に伴う扶助費、定年延長による人件費などの義務的経費の増加に加え、必要な普通建設事業費の増加が見込まれるためである。一方で、起債発行額が増加する中、公債費上限 30 億円を遵守していかなければならない。そうしたことから、既存事業の見直しや経常経費の削減を進めるだけでなく、事業の延伸・凍結・廃止を念頭においた大胆な見直しを行うことが必要不可欠であり、その中で限られた財源を真に必要な事業に配分し、新庁舎での行政の DX をはじめとする「働き方改革」を進める中、最小の経費で最大の効果を生み出す予算編成とし、第 5 次財政改革プログラムに則り安定した財政基盤の確保と自律した健全財政の継続を目指す。

## III 予算編成方針

### 1 編成方針

#### 『豊かな田園都市の実現』

令和 5 年度は新庁舎の暫定供用開始となる節目の年度となることから、市全体での「市民の DX・まちの DX・行政の DX」の総合的な推進の視点を持って、各部局で施策の総点検を必ず行った上で事業を見直し、新たな歴史のスタートとなる予算編成とする。また、世界的な「脱炭素」への取り組みが加速化する中で 2050 年のカーボンニュートラル実現に向けて未来につながる持続可能なまちづくりを進めていく。

行政経営方針による持続可能な行政経営を構築するため、限られた経営資源を最大限に活用し「多様な主体との協働・連携、自治体 DX、職員の意識改革、働き方改革」を実践していくことで『豊かな田園都市』の実現を目指す。

令和 5 年度の予算編成にあたっては、財政規律を堅持しつつ、次の 4 つの基本方針を中心に、第 5 次総合計画に掲げる『豊かな田園都市の実現』を目指す予算編成とする。

なお、予算編成時期に市長の改選期を迎えるが、要求に際しては政策的経費も含めた全ての経費を見積もること。予算編成に当たっては、扶助費等の義務的経費などは当初措置、新規事業や予算計上に政策的判断を要する事業等については臨時会議や 6 月定例会議までを見越した骨格的予算編成とする。

## 2 基本方針

### (1) 安心な子育て環境・教育の充実と次世代育成の推進

将来を担う子どもたちが健康ですくすくと育つ環境の向上と、更なる子育て支援の充実を目指す。令和5年度策定予定の第3期守山市教育行政大綱に基づく質の高い教育を続けるとともに、「こどもの育ち連携」のもと親子の育ちを切れ目なくサポートし、家庭力の向上とこどもの生きる力の育成を図り、「気づき、考え、実行する」心豊かでたくましい人づくりに取り組む。また、社会環境の変化や長期化するコロナ禍の影響により増加した児童虐待の防止や不登校生徒の学校復帰への取り組みを行っていく必要がある。

待機児童ゼロの復活に向けて、保育士の確保と定着化のための働く環境の向上を進めるとともに、幼児教育・保育の更なる質の向上に資する取り組みを推進する。

### (2) 高齢者・障害者をはじめ誰もが安心して生活できる環境の充実

認知症対策や在宅高齢者福祉サービスの充実により、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう地域包括ケアシステムの深化を図る。また、重層的支援体制の更なる推進により「家族まるごとの相談支援」を充実する中、8050世帯や引きこもり、ヤングケアラーその他複雑・多様化する家庭環境に課題を抱える家庭への支援強化を行うことで、全ての市民が住み慣れた地域で生涯健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進める。

### (3) 「豊かな田園都市」を目指した持続可能なまちづくり

「豊かな田園都市」に向け、まちへの愛着や地域コミュニティの醸成、地域資源の活用、本市基幹産業である農業をはじめとする市内既存産業の活性化や雇用の維持・創出、さらには起業・創業支援などに取り組む。また、安全安心な都市インフラの整備のため道路、河川、都市公園および駅周辺の整備による活力あるまちづくりの推進と物価高騰や円安の影響を受けている市民生活および持続可能な産業の支援を進める。

さらには近年、未曾有の自然災害が頻発する中、新庁舎建設を契機に防災・減災意識を一層高め、災害時には迅速で的確な体制が取れるよう更に危機管理体制を強化し、防災の基本である自助・共助・公助の連携による災害に強いまちづくりを進める。

### (4) 新たな日常への対応と信頼される市政運営

新型コロナウイルス感染症については感染症対策を前提とし新たな日常への対応に向けて取り組む。市政運営の拠点となる新庁舎への機能集約を契機とし、行政のDXによる市民サービスの充実を進める。さらに、市民のDX・まちのDXを推進するとともに、次期環境基本計画を見据えて「脱炭素社会の構築」と「GX実現」に向けた施策の検討を進めることで、持続可能なまちづくりを目指していく。

## IV 予算編成にあたっての基本的な考え方 ～「一件査定」～

令和5年度予算は、予算の枠配分は実施しないが、多額の財源不足が見込まれることから、各課・室が要求する一般財源総額については、経常（R4経常経費）事業の廃止・縮小・見直し（内容・手法の効率化含む）の実施または新たな財源確保（以下「スクラップ等」という。）を必須として、令和4年度当初予算一般財源総額（人件費（正規職員給与費に限る）および扶助費、公債費を除く）を基礎とし、一件査定を行う。

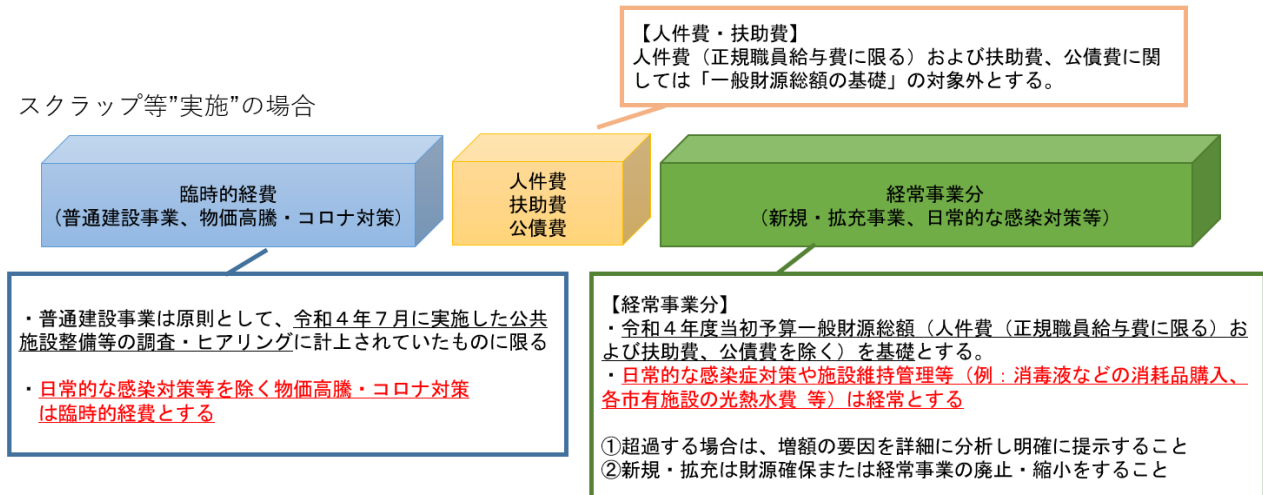
ただし、スクラップ等が実施されていない場合は、各課・室単位で一律 90%（経常事業分）を上限として査定を実施する。

なお、臨時的経費は別枠、普通建設事業費は原則、令和4年7月に実施した公共施設整備計画等の調査・ヒアリングに計上されていたものに限る。

物価高騰・コロナ対策は臨時的経費と扱い、日常的な感染対策や施設維持管理等（例：消毒液などの消耗品購入、各市有施設の光熱水費等）は経常事業分と扱う。（※ただし、物価高騰・コロナ対策についても、国庫補助金の状況を考慮したうえで予算措置の判断を行う。）

また、総合計画実施計画に掲げる施策については、より一層効果的に推進するため、人件費を含めた仕事の効率を十分考慮のうえ、要求すること。

スクラップ等”実施”の場合



スクラップ等”未実施”の場合



スクラップについては、行政経営方針の下、企画政策課が示す「スクラップ・見直し検討事業一覧」に挙げているものは、必ず廃止・効率化を検討し予算要求に反映させること。また、「スクラップ・見直し検討事業一覧」に含まれていない事業においても、今回の市長選を機に時代適合性、必要性、採算性、代替性、トータルコストなどを総合的に検討し、費用対効果の低い事業は大胆に事業単位でのスクラップを必ず実施すること。

また、財政課においては、事業の選択と集中を図り、限られた財源を有効に活用することで、安定した市民サービスの提供につなげるべく、令和4年度当初予算と同様に全て「一件査定方式」で実施するが、財政収支見通しにおいて多額の財源不足が見込まれることから、昨年度よりもさらに厳しい視点で経常経費を含めた全ての経費について一から見直しを行う。そのため、事業の効果・成果についてヒアリングを実施し、効果等が認められない場合は予算化しないので留意すること。

### **来年度の国および県補助金等の積極的な活用等**

- (1) 令和5年度の国および県の補助金等の要望調査や令和4年度予算における国の経済対策への対応の必要がある場合は、関係課への連絡調整を図るとともに、予算や査定状況との整合が必要であるため、早急に財政課へ連絡し内容等の調整を図り、積極的に財源を確保すること。また、感染症関連、経済対策関連や各種ICT化推進関連の補助メニューが新設・拡充される可能性があることから、その他の補助金等を含め、国および県の予算要求状況等を常に注視し、「該当する補助金はすべて取りきる」という気概で特定財源の確保に努めること。
- (2) 第5次守山市財政改革プログラム(R4~R7)に基づく、財政改革プログラムの行動計画目標数値の遵守し、財源不足解消に向けた取組みを実行する。

## **V 予算見積基準等について~令和4年度当初予算一般財源総額を基礎~**

- (1) 全事業において、部局の枠にとらわれない横断的な視点を常に意識し、前例の踏襲ではなく、手法・工法等が最善かつ最小限の経費であるかをあらゆる角度から客観的に検証し、ゼロベースからの構築を図る中で、真に必要な経費のみを見積もることを徹底すること。なお、物件費（旅費・需用費・役務費・委託料・使用料賃借料・備品購入費等）や補助費（報償費、謝礼、補助金、交付金、負担金等）の増加が著しいことから、今まで以上に厳しい視点で査定を行っていくため、課内でしっかりと精査したうえで必要最小限の要求とすること。

特に、令和5年3月末までに検証期限を迎える補助金等については原則廃止とする。やむを得ず継続する必要がある場合はその理由を明確に提示したうえで要求すること。

また、令和5年9月より供用開始となる新庁舎での働き方を想定し、新たに必要となる経費や不要となる経費の検討を各部局で必ず実施すること。令和5年度予算要求要領の『<重要>新庁舎供用開始に伴う注意事項』を熟読の上、必要となる関係各課と協議を行った上で要求を行うこと。

- (2) 枠配分は実施しないが、各課・室が要求する一般財源総額については、スクラップ等を実施した場合に限り、令和4年度当初予算一般財源総額（人件費（正規職員給与費に限る）および扶助費、公債費を除く）を基礎とする。  
真に必要な事業のため、やむを得ず増額の要求を行う場合は、その部分については重点的に査定を行うため、増額の要因を詳細に分析し明確に提示すること。
- (3) 普通建設事業の要求については、令和4年7月に実施した公共施設整備等の調査・ヒアリングで計上されたものに限る。部・局内で必要性・緊急性・効果などとともに複数年の実施検討を行ったうえで、必要最小限の規模・内容に精査されたもので要求すること。
- (4) 新規・拡充事業（経常事業分に係るものをいう。以下同じ。）および臨時的経費（“日常的感染症対策を除く物価高騰・コロナ対策”を含む）については、要求までに部・局内で様々な視点から議論を重ね、事業の必要性、費用対効果、複数案の比較などの整理・検証を行うこと。また、査定での議論を深めるため、資料の参考様式を示すので、新規・拡充事業については「R5当初予算説明資料様式」ファイルを確認し提出すること。なお、説明資料がないものや、部・局内での議論が深まっていないと判断できるものについては、査定で議論ができないことから議論の俎上に上げないものとするので注意すること。
- (5) 新規・拡充事業を要求する場合は、原則、財源確保を行うこと。ただし、財源確保が困難な場合は、経常事業を廃止または縮小すること。また、新規事業・既存事業にかかわらず、国・県の動向を注視し、補助・交付金制度などの特定財源を確保すること。
- (6) 新規・拡充事業にかかる業務時間数の増加分については、経常事業の廃止または縮小によって吸収するなどして、時間外勤務や人員増に転嫁しないようにすること。なお、部・局での検討の結果、やむを得ず会計年度任用職員の増員等（増員、パートタイムからフルタイムへのランクアップ等の勤務体系区分変更）が必要な場合は事前に人事課と協議をしたうえで要求すること。また、勤務年数による給与・手当等の増加などに注意し、適切な会計年度任用職員関係経費を要求すること。
- (7) 今般の原油価格高騰等の対策（電気代の削減など）および将来的なGXの推進の観点から、施設整備・改修等の公共事業については、太陽光発電設備及び蓄電池、省エネに資する各種設備の導入を検討すること。また、公用車の買替等については電気自動車の導入を検討すること。  
なお、上記の導入を検討する際には事前に施設整備課・総務課と協議を行った上で実現可能な要求とすること。

(8) 国および県の補助金等を受けて実施している事業は、その補助金等が見直しにより、廃止・減額された場合は、基本的に市の単独事業として継続することは認めず、原則廃止・減額とする。(なお、この場合はスクラップとして認める。)

また、モデルとして実施した事業を継続していく場合には、費用対効果の視点をふまえて検証し、部・局内でしっかりと議論をしたうえで要求すること。なお、検証した結果や議論した内容は文書でまとめて資料として添付すること。

(9) 毎年監査や市議会で指摘されているとおり、明らかな予算計上漏れとみられる事例や、当初要求の見誤りにより予算執行段階において補正・流用が生じている事案があり、特に配当予算のない科目への流用などの事案も増加している。

一方、決算においては多額の不要額が生じている事案があり、予算要求段階で事業の全体像を把握し、しっかりと確認した上、予算要求を行うこと。

(10) 市議会や監査などから受けた指摘や意見、学区自治会からの意見ならびに令和4年度当初予算編成時における指示事項については、十分検討し対応すること。

(11) 別途示す「令和5年度予算要求要領」を熟読の上、要求内容の精査を徹底すること。